株式会社ひらせいホームセンターに対する警告等について（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ひらせいホームセンター

・新潟県を中心に129店舗を展開する大規模小売業者
・新潟県内に本社を置くホームセンターにおいて売上高第3位





優越的地位の濫用のおそれ

納入業者

・ひらせいホームセンターとの取引継続を希望する中、取引停止・取引縮小を懸念し、要請を断りにくい立場



違反被疑行為の概要

① 無償で従業員等の派遣を要請



●新規開店、改装開店又は売場変更に際し、商品陳列作業等を行わせた際、派遣費用の請求を行っていない納入業者に対して派遣費用を支払っていなかった。

独占禁止法第19条（第2条第9項第5号ロ）の規定に違反するおそれ

警告

② 納入価格の引上げ要請に対する価格の据置き



●納入業者から原材料費等の上昇を理由とする納入価格の引上げ要請を受けた際、競合店の販売価格が引き上げられていないことを理由として、納入価格を一定期間据え置いていた。

独占禁止法第19条（第2条第9項第5号ハ）の規定に違反する行為につながるおそれ

注意